

1) コンサルティングフィー	甲は、乙より紹介を受けた応募者が、甲への入職に至った場合、下記の支払い規定に則り、人材紹介の対価として、理論年収の 20% およびその消費税相当額を乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。 理論年収とは、応募者の甲での月次給与の 12 カ月分および理論上の通年賞与を含むものとする。通勤手当や残業手当は原則として含まないが、インセンティブ、残業手当、報奨金および一時金等を内定時に提示する場合、これを理論年収に含めて計算する。年俸制の場合は年俸額を適用する。
2) 返金規定	前項の規定に関わらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から 1 カ月以内にこれを通知して、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、前項に基づき甲が支払うべきコンサルティングフィーの額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。 (1) 入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合（甲による働きかけがあった場合を除く） (2) 以下に定める事由により甲が内定を取り消した場合 ① 応募者が卒業を予定している年度に卒業できなかったとき ② 刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき ③ その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき (3) 応募者が甲に入職後、明らかに当該応募者の責により甲から解雇された場合 (4) 応募者が自己都合によって退職した場合 記 入社日から 1 週間未満……………コンサルティングフィーの 100%（消費税別） 入社日から 1 ヶ月未満……………コンサルティングフィーの 50%（消費税別） 但し、甲が応募者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは締結を求めたために当該応募者が退職した場合、求人票と異なる労働条件の変更を応募者に求めたために当該応募者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、または甲が本項各号の事由の発生日から 1 カ月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙はコンサルティングフィーの減額又は返還を行わないものとする。